

2021年11月18日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2021年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

10月31日投開票された総選挙では、市民と野党の共闘で自民党政治を終わらせるため、野党は共通政策、政権合意、選挙協力の3点で合意し、初めて政権交代を掲げてたたかいました。安保法制（戦争法）の強行、森友・加計問題、桜を見る会、日本学術会議への人事介入、沖縄への辺野古新基地建設など、自民党の強権政治が極まり、「政治を変えてほしい」との市民の声が出発点となって、野党共闘は発展してきました。今回、全国59の選挙区で野党一本化をはかった候補が激戦に競り勝ったことは、野党共闘が一定の効果をあげたことを示しています。県内では全選挙区で野党統一候補が実現し、5選挙区中3選挙区で野党が勝利、「政治を変えたい」との県民の願いが明確に示されました。全国的に見てもお互いに譲り合い、支えあう、相互に敬意を持てる共闘になったと確信するものです。

日本共産党は、①新自由主義を終わらせ、いのち・暮らし最優先の政治、②気候危機を打開する2030戦略、③ジェンダー平等の日本、④憲法9条を生かした平和外交—自公政治からの「4つのチェンジ」を掲げてたたかいました。政党の政治的立場という点で「与党勢力」「与党の補完勢力」「共闘勢力」に分類し、前回と今回の総選挙結果を比較すると、「与党勢力」「与党の補完勢力」はともに議席を減らし、「共闘勢力」は比例得票数も議席数も増やしています。日本共産党は、引き続き共闘の道を揺るがず発展させるために力を尽くします。

第2次岸田内閣が発足しましたが、総選挙の論戦を通じて、安倍・菅政治と基本において変わる事のない政権であることは明瞭です。自民、公明と日本維新の会で改憲勢力が議席の3分の2を占めたことは重大で、国民的な世論と運動を広げ、危険な改憲策動を許さないたたかいが求められます。また岸田首相は、気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）の演説で、二酸化炭素を大量に排出する石炭火力発電からの脱却に一言も触れず、気候変動対策に後ろ向きな国に送られる「化石賞」をまたもや受賞しました。世界第5位のCO2排出国でありながら、一刻の猶予もならない気候危機の打開に責任を果たさない姿勢は重大です。県は、地球温暖化対策推進計画を策定中ですが、石炭火力発電廃止を明記し、人類共通の課題に真摯に向き合い、本県としても責任を果たすべきです。

東日本大震災と原発事故から10年8カ月が経過、その後も本県は東日本台風や福島県

沖地震などの大規模災害に相次いで見舞われ、さらに新型コロナウイルスとのたたかいの最中にあります。県民生活は、消費税 10%への増税が重くのしかかり、加えて食料品の相次ぐ値上げや原油価格の高騰ともなうガソリン・灯油価格の高値が続き、家計を圧迫、農林漁業、運送業など事業者からも悲鳴が上がっています。福祉灯油などの緊急対策や中小業者支援で県民生活と生業を支援することが急務です。

東京商工リサーチが9日に発表した10月の全国企業倒産件数525件（負債額1,000万円以上）のうち、コロナ関連倒産は前年同月比5割増の159件と2カ月連続で月間最多、飲食業を中心に厳しい経営を強いられています。今年10カ月間のコロナ関連倒産は前年同期の2倍強の1,346件となりました。コロナ禍で女性や若者の自殺者が急増していることも見過ごせません。事業と雇用の危機は深刻さを増し、「このままでは年が越せない」という悲痛な声も寄せられています。暮らしと生業への直接支援を国待ちにせず、躊躇なく打ち出していくことが求められています。

米価暴落も深刻で、政府が過剰米を買い上げ市場から隔離し、困窮する国民への食料支援に回すこと、戸別所得補償制度の復活など農家の経営をしっかりと支える農政へと転換することです。

いのちと暮らし、生業を守る政治、県民に寄り添う政治が今こそ求められています。

12月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

一、岸田政権と対峙し、県民のいのち、暮らしを守る県政に

- 1、岸田政権が打ち出した「成長と分配」の実現めざす「新しい資本主義」の提言は、安倍政権の弱肉強食・貧困と格差を広げた「新自由主義」であり、アベノミクスそのものである。本県の大半を占める中小企業と雇用、県民の命と暮らしを守るため、大企業本位から国民本位・家計応援のボトムアップ（底上げ）の経済システムに切り替えるよう国に求めること。
- 2、新型コロナウイルス感染症対策については、県民の命最優先に、科学的見地から感染抑止の観点でワクチン接種と一体に大規模検査を実施し、いつでも、誰でも、無料で受けられるよう国に大幅な補助を求めること。
- 3、「第6波」など緊急時に備え、コロナ病床の拡充、臨時の医療施設の増設、医療機関への減収補填をするとともに、保健所体制を職員増も含め強化すること。
- 4、コロナ危機の影響を受け続けている事業者が、年末を迎えていっそう経営危機に陥っていることから、国の各種給付金や支援金については昨年並みの再給付・再延長を国に求めること。また、1人10万円のコロナ特例給付金は、給付対象を大幅に拡充するよう国に求めること。
- 5、原発事故による風評被害とコロナ禍で、米農家は3年続きの米価暴落で再生産の危機に瀕している。政府備蓄米の緊急買入れを大幅に増やすとともに、海外産のミニマム・アクセス米の買入れ中止、農家への直接減収補填を国に求めること。
- 6、消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度の導入中止、富裕層・大企業への応分の税負担を国に求めること。最低賃金は、中小企業を支援しながら全国一律時給1,500円以上への引き上げを国に求めること。
- 7、広島出身の岸田首相の下で、唯一の戦争被爆国として今年1月に国連で発効した核兵器禁止条約に速やかに署名・批准するよう政府に要請すること。米中対立、台湾有

事を口実にした改憲策動をやめ、アジアと世界の平和のため、憲法9条を生かした外交政策をすすめるよう政府に求めること。

- 8、閉幕した国連のC O P 26 会議は、各国の思惑が一致しなかったとはいえ、人類の非常事態であることをふまえ、2030 年度までに 1.5 度以内に抑える努力を追求することが各国に求められている。国の CO2 削減目標を大幅に引き上げるとともに、国の第6次エネルギー基本計画を見直し、石炭火力と原発の廃止を国に求めること。県も同様の観点で新たな計画を策定し、具体的に踏み出すこと。
- 9、原発被災県の知事として、原発ゼロと汚染水の海洋放出方針の撤回を国に求めること。県民の信頼を損なう東電のトラブルや隠蔽に対し、厳しい姿勢で対応すること。
- 10、原発避難者の多くは、避難によって体調が悪化した人が多い。国が避難地域の医療・介護の保険料及び一部負担金の減免措置を 2023 年度から縮小する動きがあるが、現行制度の継続を国に求めること。
- 11、コスト、技術面で実用化には課題がある「新エネ社会構想」の水素やC C S、火力燃料にアンモニア混焼等の導入をやめ、2030 年までに省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせることでCO2の50~60%削減をめざすこと。乱開発を伴う再生可能エネルギーを規制する法改正を国に求め、県も規制を盛り込んだ条例を制定すること。
- 12、日本のジェンダーギャップ指数は 120 位と遅れており、男女の賃金格差縮小、選択的夫婦別姓への法改正等を国に求めること。県としても、意思決定の構成を「男女半々に」の目標を掲げ、あらゆる政策にジェンダーの視点を貫くこと。
- 13、県職員は、原発事故や相次ぐ災害、新型コロナ対応など業務量が増大し続けており、県は、国の人事院勧告に基づく給与や一時金の減額支給は行わないこと。

二、新型コロナ感染爆発と医療崩壊を防ぐ対策を

- 1、国は、感染拡大時には無症状者でも無料でP C R検査を実施する方向を示しているが、P C R検査は対象等を限定せず、大規模・頻回・無料で行うよう国に求めること。県としても希望する県民を対象に社会的な検査を実施すること。特に、年齢や体質によってワクチン接種ができない人には、定期的な検査を実施すること。
- 2、コロナワクチン未接種者に対し、適切な情報提供によりワクチン接種の促進を図るとともに、個人の判断を尊重し未接種者が差別されることのないようにすること。また、希望者が接種できているか総点検するよう市町村を支援すること。
- 3、3回目のコロナワクチン接種に向け、必要数の確保と迅速な情報提供を国に求めること。2回目までの教訓を踏まえ、混乱のない方法を検討し市町村を支援すること。
- 4、インフルエンザワクチンについて、県内でも供給量の不足を危惧する声があることから、他県との調整が行えるよう国に求めること。また、小児や妊婦へのインフルエンザワクチン接種費用の補助は市町村によって様々であることから県として補助すること。
- 5、感染拡大が一定程度落ち着いている今こそ、ゲノム解析の強化などに力を入れること。福島医大T Rセンターの協力を求めること。
- 6、自宅療養を強いられ多くの命が奪われてきたことから、「原則自宅療養」の方針を正式に撤回するよう国に求めること。
- 7、今後の感染再拡大に備え、医療提供体制の強化とともに、通常医療への負荷を軽減

するため、入院待機ステーションに留めず、特措法 31 条に基づき大規模な臨時の医療施設を設置すること。

- 8、コロナ陽性者受け入れの有無にかかわらず、医療機関は厳しい経営状況が続いていることから、医療機関への減収補填など財政支援を行うよう国に求めること。
- 9、コロナの影響により、全国的にがん検診などの受診者が大幅に減少している。がんの発見が遅れることのないよう、受診を促す取り組みを行うこと。

三、汚染水の海洋放出を許さず、原発ゼロの実現を

- 1、汚染水の海洋放出は、沖合放出でも海流に乗り、日本沿岸及び世界の海を汚染することになる。国内外の世論を無視して決定された汚染水の海洋放出方針は撤回するよう国に求めること。
- 2、地下水バイパスや一部凍結しない凍土壁は、地下水の原発建屋への流入抑制対策としては効果が不十分だと明らかになった。県内研究者が提案している広域遮水壁の設置で、原発建屋に流入する地下水の抑制対策に本格的に取り組むよう国・東京電力に求めること。
- 3、東京電力による原子力発電所の核防護、アルプス排気フィルター破損など、度重なる不祥事やトラブル、隠ぺい体質は、東京電力に原発を運転する資格がないと言わざるを得ない。廃炉安全監視協議会の活動を強化し、廃炉作業の監視を強めること。
- 4、原発施設の経年劣化による施設の総点検と結果の公表、不備がある場合は直ちに対策をとるよう東京電力に求めること。
- 5、原発事故被災県として政府の原発推進を許さず、「原発ゼロ」を求めること。

四、暮らし、事業者支援について

- 1、原油価格の高騰で、灯油価格は 18 リットルあたり 1,949 円と 13 年ぶりの高値となっており、低所得者への福祉灯油を県として実施すること。また影響を受けている中小業者への支援を行うこと。
- 2、中小企業の多くがコロナ不況による厳しい状況にある中、当面事業継続ができるよう年末の資金繰りとして、無利子無担保の緊急融資を行なうこと。新たな事業者向け給付金は持続化給付金と同額にするよう国に求めること。
- 3、雇止めが続いている中、雇用の維持は県民生活を守るうえで喫緊の課題となっていることから、雇用調整助成金を来年 1 月以降も縮小せず、同規模で継続するよう国に求め、休業支援金についても同様に延長すること。
- 4、福祉関連の事業所へのコロナ対策のかかりまし経費は、国基準が低いことから実態に応じて増やすこと。また、商工業者も支援の対象とすること。
- 5、生活福祉資金の貸し付けは、①申請期限の再延長、②要件緩和、③償還開始を再延長し、窓口審査を適切かつ迅速に行うこと。
- 6、生活困窮者自立支援金については、要件を緩和し再支給すること。
- 7、国保税の減免適用は、2019 年度比所得で行なうこと。
- 8、コロナ禍で生活が困窮している世帯に対して、住まいと食糧の支援を県として行うこと。
- 9、2019 年の東日本台風の被災者で住宅再建の見通しが立たない避難者には、借り上げ

住宅からの退去を求めないこと。

五、米価下落対策について

- 1、福島県産米は、外食・中食が6割以上を占めており、原発事故の影響やコロナ禍で価格がさらに暴落している。県の貸付金だけでなく、事業者と同様にコロナ対策として支援すること。
- 2、県として備蓄米を買い上げ、生活困窮者・学生・子ども食堂・フードバンク等の支援を行なうこと。
- 3、学校給食の米飯給食拡大を図ること。

六、県地球温暖化対策推進計画及び県再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しについて

(1) 国の地球温暖化対策、第6次エネルギー基本計画について

- 1、C O P 26 で 2030 年までに削減の努力が求められた石炭火力発電は、廃止を前提としたエネルギー基本計画に見直すよう求めること。
- 2、国の 2030 年までの C O 2 削減目標は 2010 年比で 42%と低い水準であることから、世界水準の 50%以上に引き上げるよう国に求めること。そのため、省エネの推進、環境共生、地域主導型の再エネを拡大するための計画策定を国に求めること。
- 3、森林等の乱開発につながるメガ発電計画を規制する有効な法整備を行うよう国に求めること。
- 4、国内の温室効果ガスの4割を占める火力発電をはじめ、鉄鋼産業など全体の6割を占める産業界からの C O 2 排出を削減するため、削減目標を守らせるための協定を締結するなど、有効な対策を講じるよう国に求めること。
- 5、技術的に未確立の水素やアンモニアに依存するエネルギー開発のため福島県を実験場にする国の新エネ社会構想は、抜本的に見直しを求めること。
- 6、世界的には温室効果ガス排出量は直接排出量でカウントされていることから、日本においても直接排出量でのカウント方式に改めるよう国に求めること。

(2) 県計画策定について

- 1、温暖化対策の要をなす石炭火力発電の廃止に向け、石炭火力発電の集中県となっている本県として、I G C C を含む石炭火力発電の廃止に取り組むことを計画に明記し、事業者にも協力を求めること。
- 2、温暖化対策の鍵となる再生可能エネルギーの開発に当たっては、数値目標達成のみにこだわり乱開発をいとわない現行のやり方を改め、環境共生、県民参加の地域主導型の計画づくりとするための県条例を創設すること。
- 3、省エネの推進と地域主導の再エネ推進で、2030年までに C O 2 削減を 2010年比で 50%以上の達成を目指すために、省エネについても県として技術開発支援を行うこと。
- 4、省エネ対策の一環として、省エネ住宅への補助を大幅に増額し、希望者全世帯が補助を受けられるようにすること。
- 5、県として大規模林地開発を伴うようなメガ発電計画を規制する条例をつくること。
- 6、林地開発許可に当たり、災害防止のための調整池の設置基準は、地域の降雨量をよ

- り正確に反映するため、降雨強度式の地域区分を見直し細分化すること。
- 7、2030年までの再エネの推進に向け、太陽光発電は県民が最も参加しやすい再エネとして、導入量を大幅に引き上げるため補助内容を拡充すること。
- 8、技術的に未確立の水素、アンモニアのエネルギー開発を進める国の福島新エネルギー社会構想は、県として推進しないこと。

以上